

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市立戸塚しらぎく保育園
設置目的	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。(児童福祉法第39条)
所在地	川口市西立野25番地の1
構造規模	建物規模 敷地面積 2,680.09㎡ 延床面積 703.80㎡ 建物構造 軽量鉄骨造 平屋建 施設内容 保育室(0歳児～5歳児)、遊戯室、トイレ、厨房、事務室、プール 定員 90人
所管課	子ども部 保育運営課
2 募集概要	
募集要旨【導入目的】	平成13年10月1日より管理運営方式により委託を行っていた戸塚しらぎく保育園において、多様化する保育ニーズに応えるとともに、より効果的・効率的な保育行政を行なうことを目的として、「第1次保育所民営化計画」に基づき、平成16年4月1日より指定管理者制度を導入したものである。
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間) 3期目
	非公募
	※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること
選定種別	選考にあたり、当該施設の目的・役割等を十分に理解し、児童の生活の場として施設運営が適切に行われ、かつ、施設の運営基本方針・目標、職員の体制、保育体制、保育内容等が適正であるかについて、運営法人から提出された資料の審査及び現地視察、ヒアリング、財務分析を実施し、総合的に評価して選考を行った。 その結果、評価の平均点が「適正」なことに加え、先に実施した保育所利用者アンケート(満足度調査)においても高い評価が得られている点、保育の継続性・安定性等を考慮し、川口市指定管理者制度運用指針に定められている公募の例外規定「ウ 施設の性質、規模、機能等を考慮し、又は設置目的に応じた管理運営を適切かつ効率的に実施できる民間事業者等であると認められる場合」に該当するので、現在の運営法人を随意指定するもの。
指定管理料【年額】	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用及び川口市公設民営保育所補助金交付要綱に基づき算定した補助金に相当する額
利用料金	有り

指定管理者候補者選定基本調書

3 子ども部専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者		
名称	学校法人 嶋根学園	
代表団体		
所在地	川口市芝西2丁目7番35号	
代表者	理事長 嶋根 謙太	
主な業種	幼稚園及び保育所の運営	
法人の目的	幼稚園及び保育所の運営	
法人の事業	上記所在地で川口しらぎく幼稚園、上尾市内で上尾しらぎく幼稚園を運営。また、並木1丁目地内で並木東保育園を指定管理者として運営。	
役員状況	理事長 1名、理事 5名、監事 2名	
構成団体1	/	
所在地		
代表者		
主な業種		
法人の目的		
法人の事業		
役員状況		
構成団体2		
所在地		
代表者		
主な業種		
法人の目的		
法人の事業		
役員状況		
指定管理料		
専門委員会における 審査点数		

【選定理由】

子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、川口市立戸塚しらぎく保育園の目的・役割等を十分に理解し、児童の生活の場として施設運営が適切に行われ、かつ、施設の運営基本方針・目標、職員の体制、保育体制、保育内容等が適正であるかについて、「学校法人嶋根学園」から提出された資料の審査、現地視察、ヒアリング及び財務分析を実施し、総合的に評価して選考を行った。

評価項目に従って、5名の選考委員が10分野、53項目について採点した合計点数は、1,325点満点中936点、平均点5点満点中3.53点と評価結果が適正となったことに加え、保護者を対象とした利用者アンケート結果においても満足・やや満足の割合が100%と非常に高く評価されている点、保育の継続性・安定性等を考慮すると「学校法人嶋根学園」を当該施設の指定管理者候補者として選定するもの。

**川口市立戸塚しらぎく保育園
指定管理者候補者評価結果集計表(選定)**

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点
1 法人の運営理念						
(1) 保育の理念、基本方針及び目標について	3	5	3	5	4	4.00
(2) 職員等に対する運営理念の周知について	3	4	3	4	3	3.40
2 戸塚しらぎく保育園の運営基本方針・目標						
(1) 戸塚しらぎく保育園の運営基本方針及び目標等について	3	5	3	4	3	3.60
3 戸塚しらぎく保育園の職員						
(1) 職員体制について	3	4	3	3	4	3.40
(2) 職員構成について	3	4	3	4	4	3.60
(3) 職員の勤務体制について	3	4	3	4	3	3.40
(4) 職員研修について	3	4	3	3	3	3.20
4 戸塚しらぎく保育園の保育体制						
(1) 虐待への対応・対策、他の機関との連携について	3	5	3	3	3	3.40
(2) 苦情解決の体制について	3	5	3	3	3	3.40
(3) 公設民営化に伴う質の低下はないか	3	4	4	4	3	3.60
(4) 保育時間について	3	4	3	3	3	3.20
(5) 保育環境の整備について	3	5	4	5	4	4.20
(6) 保育所のICT化について	3	4	3	4	3	3.40
(7) 園外保育について	3	5	4	3	3	3.60
(8) ならし保育について	3	4	3	3	3	3.20
5 戸塚しらぎく保育園の保育内容						
(1) 年齢別の保育について	3	5	3	4	4	3.80
(2) 年間行事及びイベントについて	3	4	3	3	4	3.40
(3) 児童の言語環境及び表現活動について	3	4	3	3	3	3.20
(4) 障害児保育について	3	4	3	4	4	3.60

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点
(5) 低年齢児保育について	3	4	3	3	3	3.20
(6) アレルギー児童への対応について	3	5	3	5	3	3.80
(7) 就学を見通した保育について	3	4	3	3	3	3.20
(8) 独自の施策及び工夫について	3	4	4	4	4	3.80
6 保護者との連携						
(1) 保護者への育児支援及び保育相談について	3	4	3	4	3	3.40
7 地域との連携						
(1) 近隣住民との関わり合いについて	3	5	3	3	4	3.60
(2) 地域の子育て支援について	3	4	3	3	3	3.20
8 危機管理体制						
(1) 防犯について	3	4	3	4	4	3.60
(2) 防災について	3	4	3	3	3	3.20
(3) 健康管理について	3	4	3	4	4	3.60
(4) 保育事故防止について	3	4	3	3	4	3.40
9 その他						
(1) 第三者評価について	3	3	3	3	3	3.00
(2) 個人情報保護及び情報公開制度について	3	4	3	4	3	3.40
10 現地視察						
(1) 保育室は清潔感があるか	2	5	3	4	4	3.60
(2) 保育室の家具・遊具の素材や配置等を工夫し、児童が安全に過ごすことができるようにしているか	3	4	3	4	3	3.40
(3) 掲示物等の室内装飾が保育に適したものになっているか	3	5	3	4	4	3.80
(4) 掲示物等の室内装飾が季節を感じさせる内容になっているか	4	5	3	3	4	3.80
(5) 保護者へのお知らせがわかりやすく掲示されているか	3	5	3	3	4	3.60
(6) 発達に合わせた遊具や絵本などの教材が十分に用意されているか	3	4	3	3	4	3.40
(7) 事務室は清潔感があるか	4	5	3	3	4	3.80

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均点
(8) 事務室は整理整頓され安全に業務を行うことができるか	4	5	3	3	4	3.80
(9) 廊下は清潔感があるか	2	4	3	3	4	3.20
(10) 廊下を安全に通行することができるか	2	4	3	3	4	3.20
(11) トイレは清潔感があるか	2	5	2	4	4	3.40
(12) トイレは安全に使用できるか	3	5	3	3	4	3.60
(13) 園庭は清潔感があるか	3	5	3	4	4	3.80
(14) 園庭では安全に過ごすことができるか	3	5	3	3	4	3.60
(15) 花壇や植栽の手入れが行届いているか	3	4	4	4	4	3.80
(16) プール遊びを安全に行う体制を整え、遊び方も工夫しているか	3	4	4	4	4	3.80
(17) 特色ある保育の実践が見られるか	4	4	4	3	5	4.00
(18) 児童は元気に生活しているか	4	5	3	3	4	3.80
(19) 職員は児童に対して、わかりやすい言葉遣いで穏やかに話しており、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしているか	3	5	3	3	3	3.40
(20) 職員の態度や姿勢に覇気が感じられ笑顔で保育を行っているか	3	5	3	3	4	3.60
(21) 質疑に対する的確な返答ができていたか	3	5	3	4	4	3.80
合計(265点満点)	160	234	165	186	191	936/1325
平均点(5点満点)	3.02	4.42	3.11	3.51	3.60	3.53

川口市立保育所指定管理者候補者選定に関する審査基準

(更新審査用)

1 趣旨

川口市子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要領により、川口市立保育所の指定管理者候補者を選定するにあたって必要な事項を審査するための基準等を定める。

2 審査要件

(1) 対象法人

指定管理者候補者となる対象法人は、市内・準市内業者で、市内に認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所のいずれかを運営している事業者とする。

(2) 審査の方法

委員会において、「3 審査要領」の審査項目について関係書類の確認、現地視察及びヒアリングを行い、5段階の評価基準のいずれに該当するか評定する。なお財産管理において、今後の経営が困難であると評価を受けたときは、指定期間の更新は困難とする。

(3) 評価基準

評価基準は下記のとおりとし、委員会において評価項目の点数を合計し、その結果（総合評定表）を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

【5段階の評価基準】

「優良」	5
「良好」	4
「適正」	3
「要改善」	2
「要指導」	1

3 審査要領

審査項目	審査内容	審査基準	関係書類
1 運営理念	公設民営保育所の役割・位置付けを理解しているか	公設民営保育所の役割を十分理解し、良質な保育の提供を目指していること	事業計画書、選定に関する自己評価調書・提案書、アンケート調査
2 法人運営	法人運営上の問題はないか	法人運営が適切に行われていること	定款又は寄付行為、登記事項証明書、理事会議事録、選定に関する自己評価調書・提案書、アンケート調査
3 施設運営	施設運営上の問題はないか	施設運営が適切に行われていること	就業規則、給与規定、選定に関する自己評価調書・提案書、労働環境調書、アンケート調査
4 財産管理	会計処理上の問題はないか	会計処理が経理規則に従って適切に行われていること	財務分析表、決算報告書(損益計算書、貸借対照表、財産目録等)、収支計画書
5 現地視察	保育施設、職員及び児童の状況		アンケート調査